令和6年分 年末調整事務 のポイント



年末調整の時点で定額減税の対象となる人に変更がないか確認します

定額減税の対象でなかったが、年末調整で定額減税の対象となる人

- ①令和6年6月2日以後に採用した従業員
- ②令和6年6月以後、結婚、出生などがあった従業員(同一生計配偶者・扶養親族分)

定額減税の対象だったが、年末調整で定額減税の対象でなくなる人

- ①合計所得が1,805万円を超えた人(給与収入のみであれば年収2,000万円超)
- ②年の途中で海外に出国し非居住者となった人
- ③同一生計配偶者・扶養親族ではなくなった人(子の就職、離婚、所得が48万円超)



「扶養控除申告書」と「基礎控除・配偶者・所得調整申告書」の変更

- ・従業員本人と配偶者が定額減税の対象であることを図する欄が新たに追加
- ・従業員本人と配偶者の「合計所得金額の見積額」を入力する欄が新たに追加
- 16歳未満を含む扶養親族が定額減税の対象となるため、16歳未満の扶養親族も 漏れなく記載してもらいましょう(共働きの場合は、どちらか一方のみに記載)
- 非居住者は対象でないので、非居住者である親族を記入する欄が新たに追加

年末調整の準備をしましょう

控除のハガキが届く時期です。「お近くに貼り出してご利用ください」

- □ 生命保険料控除証明書(一般・介護・個人年金)
- □ 地震保険料控除証明書(地震•旧長期損害)
- □ 国民年金 国民年金基金保険料控除証明書
- □ 小規模企業共済保険料控除証明書(iDeCo等)
- □ 住宅借入金特別控除申告書•借入金残高証明書
- □ 中途入社で前職がある方は前職の源泉徴収票

医療費控除は従業員さん自身が確定申告で行う控除です。 (年末調整では行えません)

従業員さんへ 呼びかけましょう



AKK講演会のお知らせ

~ 変化を読み、変化の時代を生きる ~



令和6年11月15日(金) 18時開演 ホテルグランミラージュ(2F天翔の間)

藤野 英人 氏 講師〉

レオス・キャピタルワークス(株) 代表取締役社長CIO



♣TKC全国会 アシステム税理十法人

魚津本社 ☎ 076(461)7401 FAX: 076(461)7402



暑さも落ち着き 過ごしやすい 季節になりましたネ





